

「国民の保護に関する基本指針」の変更並びに 指定行政機関の国民保護計画の作成及び変更

- 平成25年3月22日の閣議において、「国民の保護に関する基本指針」の変更を決定するとともに、指定行政機関のうち原子力規制委員会の国民保護計画の作成及び内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定。
- 政府としては、国民保護施策を効果的に実施していくため、基本指針、国民保護計画等の適切な見直しを今後とも実施。

- ・ 政府においては、従来より、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護施策を効果的に実施していくため、関係省庁の所管法令、制度の改正内容を国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」及び指定行政機関の国民保護計画に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。本年度は、原子力規制委員会の設置等に伴う所要の改正を行うため、基本指針変更の閣議決定を行った。
- ・ 指定行政機関（各省庁）の長は、国民保護計画の作成及び変更にあたっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。本年度については、原子力規制委員会の国民保護計画の作成並びに内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省から計画の変更に関する協議を受け、その内容について問題がないことから、内閣総理大臣として「異議がない」旨の閣議決定を行った。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官 荒井 仁志 電話 03-3581-8923

平成24年度の国民の保護に関する基本指針の変更
並びに指定行政機関の国民保護計画の作成及び変更の主な内容

1 基本指針の変更

公文書管理法及び原子力規制委員会設置法の施行並びに原子力災害対策特別措置法及び防災基本計画の改正などに伴い、

- (1) 公文書の保存期間に関し根拠法令名の改正
- (2) 原子力安全・保安院の廃止及び原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の変更
- (3) 武力攻撃原子力災害の際の避難等について、防災基本計画（原子力災害対策編）の見直しを踏まえた改正
- (4) 警報等の情報伝達的手段としてエムネット、Jアラートの追加等の変更

2 指定行政機関の国民保護計画の作成及び変更

(1) 原子力規制委員会関係（作成）

- 武力攻撃事態等に至った場合には原子力規制委員会を招集すると共に、原子力規制委員会国民保護対策本部を設置
- 正確な情報を適時適切に国民に提供や、原子力施設の安全確保のために必要な措置を講じると共に、都道府県知事に対する助言等を実施
- オフサイトセンターに現地対策本部を設置するとともに、応急対策及び復旧対策を実施

(2) 内閣府関係（変更）

- 原子力安全委員会に係る記述の削除及び内閣府に設置される原子力防災専門官が、武力攻撃原子力災害対処について原子力規制委員会と連携を図る等の記述の追加

(3) 文部科学省関係（変更）

- 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設の設置、SPEED I ネットワークシステムの運用、発災時の情報伝達、原子力防災専門官による対応その他武力攻撃原子力災害時の応急対策に関する記述の削除

(4) 厚生労働省関係（変更）

- 被ばく医療体制の構築に係る事務が原子力規制委員会及び文部科学省の事務である旨整理したことに伴う記述の削除

(5) 経済産業省関係（変更）

- 原子力安全・保安院が廃止され、同院の所掌事務に係る国民保護措置は、原子力規制委員会が所掌することとされたことに伴う関係記述の削除

(6) 国土交通省関係（変更）

- 原子力安全・保安院が廃止され、同院の所掌事務に係る国民保護措置は原子力規制委員会が所掌することとされたことに伴う所管省庁名の変更